

< 一般委託 >

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

道路法面除草伐採業務その7(北北地区) 仕様書

道路法面除草伐採業務その7(北北地区)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は道路敷法面部の除草及び伐採を行うものである。
2	履行期間	令和5年8月1日から令和6年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市湘南鷹取1丁目地内ほか
4	業務内容	別紙「業務仕様書」のとおり
5	特記事項	なし
6	関係法規	なし
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)産業廃棄物収集運搬業(廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の許可(神奈川県又は横須賀市)を有すること。 (2)「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有するものを雇用しており、当該資格を有する者の指導のもとに業務を履行することができること。
8	契約方法	単価による業務委託契約(一般委託):単位(内訳書のとおり)
9	支払方法	本件は3回払い(9月・12月・3月の末締め)につき、実際取引数量をもって受託者の請求により精算する。 なお、消費税として精算額に、税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ <input type="checkbox"/> 非対象 <input checked="" type="checkbox"/>
11	現場代理人の配置	必要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/>
12	その他事項	委託者と受託者の両者が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、翌年度の4月1日から8月31日まで、委託者が提示した数量において本契約と同条件で契約する予定である。なお、受託者が当該契約を締結する意思がない場合等については、履行期間満了日の2か月前までに通知すること。 その他、この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員連絡先	建設部 道路維持課 担当 田嶋 利雄 046-822-8399

< 指示又は希望事項 >

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

道路法面除草伐採業務その7（北北地区）予定内訳

(税抜)

番号	種 別	細 別	単位	予定数量	上限単価	契約単価
1	機械除草（肩掛式・飛び石防護）	1箇所あたり100m2未満	m ²	4,449	343	
2	機械除草（肩掛式・飛び石防護）	1箇所あたり100m2以上500m2未満	m ²	-	-	-
3	機械除草（肩掛式・飛び石防護）	1箇所あたり500m2以上	m ²	-	-	-
4	人力除草		m ²	1,470	432	
5	人力除草	はしご使用	m ²	376	1,440	
6	人力除草	フェンスつる草等	m ²	350	1,410	
7	実生樹木等伐採	地際直径10cm以下かつ高さ3m以下	本	100	580	
8	竹伐採	5cm H=5.0m内外	m ³	55	1,820	
9	竹伐採	10cm H=5.0m内外	本	54	2,420	
10	伐 採（生木の場合）	幹周30cm未満	本	-	-	-
11	伐 採（生木の場合）	幹周30cm以上60cm未満	本	50	12,650	
12	伐 採（生木の場合）	幹周60cm以上90cm未満	本	-	-	-
13	伐 採（生木の場合）	幹周90cm以上120cm未満	本	-	-	-
14	伐 採（生木の場合）	幹周120cm以上150cm未満	本	-	-	-
15	伐 採（生木の場合）	幹周150cm以上200cm未満	本	-	-	-
16	伐 採（生木の場合）	幹周200cm以上250cm未満	本	-	-	-
17	枯損木伐採	幹周30cm未満	本	-	-	-
18	枯損木伐採	幹周30cm以上60cm未満	本	12	14,600	
19	枯損木伐採	幹周60cm以上90cm未満	本	-	-	-
20	枯損木伐採	幹周90cm以上120cm未満	本	-	-	-
21	枯損木伐採	幹周120cm以上150cm未満	本	-	-	-
22	枯損木伐採	幹周150cm以上200cm未満	本	-	-	-
23	枯損木伐採	幹周200cm以上250cm未満	本	-	-	-
24	高木せん定	幹周60cm未満	本	-	-	-
25	高木せん定	幹周60cm以上120cm未満	本	16	18,560	
26	高木せん定	幹周120cm以上150cm未満	本	-	-	-
27	高木せん定	幹周150cm以上180cm未満	本	-	-	-
28	高木せん定	幹周180cm以上210cm未満	本	-	-	-
29	高木せん定	幹周210cm以上240cm未満	本	-	-	-
30	高木せん定	幹周240cm以上270cm未満	本	-	-	-
31	高木せん定	幹周270cm以上300cm未満	本	-	-	-
32	中木せん定	樹高200cm以上300cm未満	本	10	8,520	
33	下枝・胴吹払い		本	10	1,650	
34	寄植せん定	低木 樹高60cm未満	m ²	100	630	
35	寄植せん定	中木 樹高60cm以上	m ²	100	870	
36	蜂の巣除去	アシナガバチ等	箇所	1	20,000	
37	土系舗装	t=4cm 透コンソイル等 すき取り処分含む	m ²	1	11,400	
38	クレーン付トラック	2t積トラック・吊上能力2.9t 機械のみ	日	1	27,000	
39	リフト車	トラック架装型・揚程12m 機械のみ	日	1	41,000	
40	ラフレソロン	吊上げ能力7t～25t吊 運転手付	日	1	146,000	
41	バックホウ	機械重量3t未満 機械のみ	日	1	29,300	
42	作業区分	作業区分A	日	7	149,000	
43	作業区分	作業区分B	日	8	164,000	
44	運搬処分費（作業区分A,B）	草葉 市の指定する処理施設	kg	3,049	36	
45	運搬処分費（作業区分A,B）	竹 市の指定する処理施設	kg	810	62	
46	運搬処分費（作業区分A,B）	事業系せん定枝 資源化処理施設 2t車	台	5	48,200	
47	運搬処分費（作業区分A,B）	事業系せん定枝 資源化処理施設	kg	2,002	39	
48	産業廃棄物処理場運搬	2tダンプ積込・運搬・荷卸し（市指定の産業廃棄物処理施設へ搬入）	回	5	62,000	
49	道路維持センター運搬	2tダンプ積込・運搬・荷卸し	回	3	20,000	
50	交通誘導警備員A		人	14	28,500	
51	交通誘導警備員B		人	15	24,800	

契約単価は、各項目ごとに定めた上限単価をこえないこと。

予定数量に契約単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

契約単価は、契約者が記入すること。

業 務 仕 様 書

道路法面除草伐採業務その7（北北地区）

1. 一 般
- (1) 受託者は本仕様書に基づき、監督員の指示に従って、業務内容を速やかに履行すること。
業務指示書受信後、7日以内に着手予定時期を業務受理書に記入し、メール・FAX等にて返信すること。着手が予定と変更となる場合は、直ちに監督員に報告すること。返信や報告が無い場合は、指示を取り消す場合がある。
監督員の業務指示がある場合、常時1施行箇所以上は作業を行えるようにすること。作業を行っている期間は、工程表を作成しメール・FAX等にて送付すること。送付のない場合は、指示の取り消しや、その後の指示を調整する場合がある。
 - (2) 業務作業時は、一般の交通を妨げたり、公衆に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (3) 沿道の住民等により苦情及び要望があったときは丁寧に應對し、監督員に報告し指示を受けること。
 - (4) 受託者は、業務内容の表示板、その他作業現場に必要な注意看板などを、公衆の見やすい場所に設置すること。
 - (5) 本業務施行前に、業務計画書を監督員に提出すること。
 - (6) 受託者は施行1ヶ月毎に、完了した施行場所毎の報告書と代表箇所の完了写真を翌月中旬までに提出すること。また、期間毎の全業務完了後、完了報告書・業務写真及び業務完了届等を監督員に提出し、業務委託契約約款に基づく検査を受けなければならない。
 - (7) 業務委託契約約款に基づき、受託者は業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任してはならない。受託者が第三者へ業務の一部を委任する場合は、下請負者届を監督員に提出すること。又、その業者が廃棄物の収集運搬を行う際は、受託者は関係法令を遵守させること。
 - (8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び定めのない事項が生じた場合には、監督員と協議し指示を受けること。

2. 業務区域等について

業務区域は原則、下表の区域内町名の除草等を基本とする。

ただし、区域外の作業についても、監督員の指示により行うことがある。

業 務 名	町 名
道路法面除草伐採業務 その7（北北地区）	夏島町 浦郷町 追浜町 追浜東町 追浜本町 追浜南町 湘南鷹取 鷹取 浜見台 船越町 港が丘 田浦泉町 田浦大作町 田浦町 田浦港町 長浦町 安針台 吉倉町 西逸見町 東逸見町 逸見が丘 山中町 阿部倉 池上

3. 作 業
- (1) 作業時間は8時より17時までの範囲とする。但し、道路上での作業は道路使用許可内容に従うこと。それ以外の時間帯に作業する場合は、監督員の確認を得ること。
 - (2) 除草作業は、機械除草肩掛式を基本とし、機械除草が出来ない場合は人力除草とする。
 - (3) 作業上障害となるものは事前に取り除き、除草・伐採を行うこと。
 - (4) 事業系せん定枝は、民間の資源化处理施設に運搬し処理すること。草葉は、市の指定する処理施設に運搬し処理すること。
 - (5) (4)の運搬持込処分費は各作業内容に含まれている。(作業区分を除く。)
 - (6) 投棄物等を発見した場合は、監督員に報告し指示を受けること。
 - (7) 作業区域内からカン・ビン・ペットボトル等が発見された場合は、監督員に報告の上、収集・分別し本市が契約している処理施設へ運搬すること。この場合の処分費は本市が負担する。
 - (8) 道路維持センター運搬とは、当該道路区域内の発生物等を道路維持センターまで運搬することである。なお、運搬する際は、監督員に確認を得てから運搬すること。
 - (9) ロープ高所作業を行う場合は、労働安全衛生規則を遵守し有資格者で実施すること。
 - (10) 除草や伐採後に、法面等に異常が見られた場合は監督員に報告すること。

4. 写真管理及び出来形について

- (1) 作業毎に範囲や内容が確認できる写真を、作業前、作業中、作業後に同一の場所で撮影すること。又、細別毎に撮影すること。除草、寄植せん定、作業区分については、施行した箇所がすべて写真で確認できるように撮影すること。

- (2) 作業区分における作業や交通誘導警備員を配置した場合は、人数の確認ができる写真をその日毎に作業開始時、作業中、作業終了時に撮影すること。又、建設機械を使用した場合も確認ができる写真を撮影すること。
- (3) 除草面積、寄植せん定寸法、高木の幹周は、検寸の写真を撮影すること。高木の幹周を撮影するときは、地上 1.2mを確認できるようにスタッフ等を入れて撮影すること。撮影の頻度は、測定箇所の 10%を基本とし、箇所毎に一組の写真(例：写真測定箇所が三角形で 3 辺の場合 3 辺の長さ測定の写真)を撮影すること。除草、刈込については、刈った箇所がすべて写真で確認できるように撮影すること。実生樹木の検寸写真は不要であるが、施行本数をカラスプレー等で確認できる写真は撮影すること。ロードメジャー等にて延長等を測定する際には、メーターの読みと、測定箇所が確認出来るように測定状況も撮影すること。
- (4) 出来形については、平面図に各施行場所の種別毎に施行範囲、管理番号等を記入すること。平面図には、縮尺を記載すること。除草等においてまだらな部分がある場合は、面積に控除率を掛けて計算すること。寄植せん定中木の施行数量は表面積とし、低木の施行数量は植地面積とすること。ただし、施行高さや施行延長は、枯れ等や抜けている部分を控除すること。株立ちの樹木の計上は、幹周の合計に 0.7 を掛けた幹周の単価と、地上 1.2mで分かれているものをおのおの 1 本として単価を合計したものとを比較し、低い金額の方の数量を計上すること。1 本の木に対し、下枝払いと胴吹き払いを行った場合は、おのおの計上すること。
- (5) 業務完了報告書は、下記のとおり作成し、提出すること。書式は業務施行前に監督員より配布する。
- ・内訳書(書式あり)
 - ・実績表(書式あり)
 - ・集計表(書式あり)
 - ・業務日報(作業区分実施時)
 - ・施行場所(指示場所)毎の提出書類
 - ア)報告書(書式あり)
 - イ)業務指示(受理)書(返信 FAX)
 - ウ)位置図
 - エ)施行図面(場所、延長、幅等を記入)
 - オ)数量計算書
 - カ)写真
 - ・廃棄物集計表
 - ア)廃棄物処分伝票(計量票、証明書、マニフェスト等)

イ) 廃棄物持込み状況写真

- (6) 業務完了報告書と共に、業務完了報告書の電子データ「CD」も併せて提出すること。電子データの形式は内訳書から実績表は配布する書式のエクセル形式とし、それ以外はPDFとするが、それによらない場合は、監督員に確認し決定すること。
- (7) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (8) ウイルス対策は特に指定しないが、シェアの高いものを利用し、最新のウイルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (9) CD-Rの表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。
- (10) ラベルの作成の表示方法については、専用プリンタを用いたCD-R表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。
注) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記用具の使用はCD-Rを破損させ、読み取り不能となる恐れがあるため使用不可とする。
- (11) 提出する電子データについて、ウイルス対策の不備等により、委託者に損害を与えた場合は、受託者の負担により、速やかに対応すること。
- (12) 成果品の権利は委託者に帰属するものとする。

5. その他

契約時本市から指示があった場合は、現場代理人を配置すること。

6. 各作業の詳細について

(1) 除 草

- ア) 機械除草箇所はベニヤ・シート等で飛び石防護措置を行い、地際で刈り取ること。機械除草には人力による仕上げ除草も含まれている。人力除草箇所は基本的に植樹柵・植樹帯とし、低木等に注意して作業を行うこと。
- イ) 刈込みした草は、その場に放置せず、その日のうちに片づけること。やむなく処理出来ない場合は、道路利用者の妨げとならない場所に仮置きし、草が飛散しないようシート等で覆っておくこと。
- ウ) 除草跡はきれいに均し清掃すること。

- エ) フェンスつる草等除草は、フェンスに絡んでいる草の数量が確認できるように下草の除草が完了してから行うこと。
 - オ) 植樹柵のある路線については、植樹柵間の歩道部雑草も全て除草すること。
- (2) 実生樹木等伐採
- 実生樹木とは、地際で直径10cm以下、かつ高さ3m以下の樹木である。ただし、直径2cm以下は、雑草とみなす。また、実生樹木は地際で切ること。
- (3) 枯損木伐採
- ア) 受託者は枯損木の発見に努め、発見した場合は、監督員に報告し指示を受けること。
 - イ) 切断した木は、その場に放置せず速やかに片づけること。
 - ウ) 枯損木は地際以下で処理することとし、通行に支障のないように整地すること。
 - エ) 作業終了後は、作業区域の清掃を行いゴミ等のないようにすること。
- (4) 樹木せん定
- ア) 切り取った枝は、その場に放置せず速やかに片づけること。作業終了後は、作業区域の清掃を行いゴミ等のないようにすること。
 - イ) 低木の寄植せん定については、出来るだけ樹高を60cm未満にせん定すること。
 - ウ) 太い枝をせん定した時は、必要に応じて切り口に、癒合剤を塗布すること。
 - エ) 指示区域内において地元等の協力で、せん定や除草等の処理が完了している場合があるので、その場合は監督員に報告し指示を受けること。
- (5) 蜂の巣除去(アシナガバチ等)
- ア) 除去した蜂の巣は、その場に放置せず速やかに片づけること。
 - イ) 薬品等を使用する場合は、適切なものを使用すること。市販されている以外の薬品を使用する場合は、監督員に事前に報告すること。
 - ウ) 散布については、隣接民家・通行者等に対し薬害等の無いように配慮し、状況によりお知らせ等で周知すること。
 - エ) 生息が確認できたスズメバチの巣を発見した場合は、本市が対応するので速やかに監督員に報告すること。
- (6) リフト車、ラフテレーンクレーン、バックホウ
- ア) リフト車(高所作業車)、ラフテレーンクレーン及びバックホウの使用については、施行前に監督員と調整し事前に決定する。

- イ) 使用するリフト車については、トラック架装型・揚程 12 m を標準とし、ラフテレーンクレーンについては、吊上げ能力 7 ~ 25 t を標準とする。バックホウは機械重量 3 t 未満を標準とする。

7. 作業区分による作業

下記の構成及び内容で、監督員が指示又は確認をしたものとする。

(1) 作業員の構成

・作業区分 A

作業 1 日当たりの作業構成は、普通作業員 2 名・一般運転手 1 名・車両 1 台で構成されている。

・作業区分 B

作業 1 日当たりの作業構成は、造園工・普通作業員・一般運転手各 1 名・車両 1 台で構成されている。

車両は 2 ~ 3 t 積ダンプ又はトラック又はパッカー車とする。

造園工は「造園施工管理技士」又は「街路樹剪定士」の資格を有すること。なお、着手前に監督員に資格証の写しを提出すること。

必要な車両は受託者が用意すること。

作業内容により、上記車両以外で効率的に業務を履行できると考えられる場合は、使用できることとする。

移動時間は作業時間とする。

1 日に満たない作業や、人数が構成と違う作業は以下の換算を行い計上可能とする。

1 日は 8 時間を基準とする。

例：3 時間の作業は $3/8 = 0.375$ 0.4 で換算し計上する。

人数は 3 人を基準とする。

例：2 人での作業は $2/3 = 0.667$ 0.7 で換算し計上する。

4 人での作業は $4/3 = 1.333$ 1.3 で換算し計上する。

5 時間で 4 人の作業は $5/8 \times 4/3 = 0.833$ 0.8 で換算し計上する。

但し作業区分 A B 共に、車両は 3 人に付 1 台 (切上げの台数) 作業区分 B は造園工が必ず 1 人含む構成とする。

(2) 作業内容

ア) 町内会等が伐採した樹木の収集・運搬と伐採箇所の確認作業。

イ) ILB (インターロッキングブロック) で舗装してある歩道等の伐根除草作業。

ウ) 歩車道境界ブロックと AS 舗装の目地の伐根除草作業。

エ) 同じ範囲内に工種が混在し数量確認が難しいと判断される作業。

オ) 樹木に発生した毛虫の補殺作業。

カ) 作業区分 B は、上記内容において樹木等に対する保全や景観等における技術的配慮が必要な場合に、有資格者を配置するものとする。(せん定等の作業)

キ) その他監督員が指示または承諾したもの。

8. 道路使用許可について

受託者は、本業務施行前に道路交通法第 77 条の道路使用許可を受けること。

9. 夜間作業について

受託者は、夜間作業にて行うことが望ましい場合は、監督員と協議をすること。

* 夜間作業の換算：契約単価 × 1.25 (17 時～22 時、5 時～8 時)、契約単価 × 1.5 (22 時～5 時) を原則とする。

10. 数値基準について

(1) 「計算書」及び「各施行場所の報告書」

種 別	単 位	数 位	備 考
延 長	m	小数第 1 位	小数第 2 位四捨五入
幅	m	小数第 1 位	小数第 2 位四捨五入
高 さ	m	小数第 1 位	小数第 2 位四捨五入
面 積	m ²	小数第 1 位	小数第 2 位四捨五入
幹 周	cm	整数	小数第 1 位切り捨て

(2) 「集計表」

- ・ 積上げ計算は、小数第 1 位で行うこと。
- ・ 合計は、整数とし、小数第 1 位切り捨てとする。
- ・ 作業区分 A、B の集計表の合計は小数第 1 位で計上すること。

11. 換算表について

(1) 機械除草

機械除草の施行規模 100 m²未満を基準とし、下記の換算表により精算する。

施行規模	換算値 (m ²)
100 m ² 未満	基準
100 m ² 以上 500 m ² 未満	0.9
500 m ² 以上	0.8

(2) 伐採 (生木の場合)

伐採の幹周 30 cm以上 60 cm未満を基準とし、下記の換算表により精算する。

幹周	換算値 (本)
幹周 30 cm未満	0.3
幹周 30 cm以上 60 cm未満	基準
幹周 60 cm以上 90 cm未満	2.3
幹周 90 cm以上 120 cm未満	4.4
幹周 120 cm以上 150 cm未満	6.8
幹周 150 cm以上 200 cm未満	11.1
幹周 200 cm以上 250 cm未満	24.8

(3) 枯損木伐採

枯損木伐採の幹周 30 cm以上 60 cm未満を基準とし、下記の換算表により精算する。

幹周	換算値 (本)
幹周 30 cm未満	0.3
幹周 30 cm以上 60 cm未満	基準
幹周 60 cm以上 90 cm未満	2.3
幹周 90 cm以上 120 cm未満	4.4
幹周 120 cm以上 150 cm未満	6.9
幹周 150 cm以上 200 cm未満	11.2
幹周 200 cm以上 250 cm未満	25.3

(4) 高木せん定

高木せん定の幹周 60 cm以上 120 cm未満を基準とし、下記の換算表により精算する。

幹 周	換 算 値 (本)
幹周 60 cm未満	0.5
幹周 60 cm以上 120 cm未満	基準
幹周 120 cm以上 150 cm未満	3.7
幹周 150 cm以上 180 cm未満	6.3
幹周 180 cm以上 210 cm未満	9.3
幹周 210 cm以上 240 cm未満	12.5
幹周 240 cm以上 270 cm未満	16.1
幹周 270 cm以上 300 cm未満	19.9

1 2 .特記事項について

この単価契約で示した内訳単価以外の作業が必要となった場合は、協議により決定する。

1 3 .添付書類について

- ・ 除草伐採区域図
- ・ 産業廃棄物処理施設位置図
- ・ 道路維持センター位置図

産業廃棄物処理作業共通仕様書

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して、次のとおり定める。

（目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

（委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを事前に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類：混合廃棄物、ガラスくず及び陶磁器くず

数量：50kg（予定数量）

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、第3項に指定する事業場以外では、甲から委託された産業廃棄物を処分するための保管を行ってはならない。また、第3項に指定する事業場において保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、履行期間内に確実に処分できる範囲で行うものとする。

6 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集・運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は書面により甲の承諾を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集・運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

7 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

8 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票に必要事項を記入し乙に交付する。

（義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

（1）産業廃棄物の性状及び荷姿

（2）通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

（3）他の廃棄物との混合等により生ずる支障

（4）その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集・運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。

（甲乙の責任範囲等）

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

(仕様書第2条第3項関係)

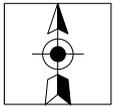
処分又は再生を行う事業場

1 処分先(中間処分又は最終処分)

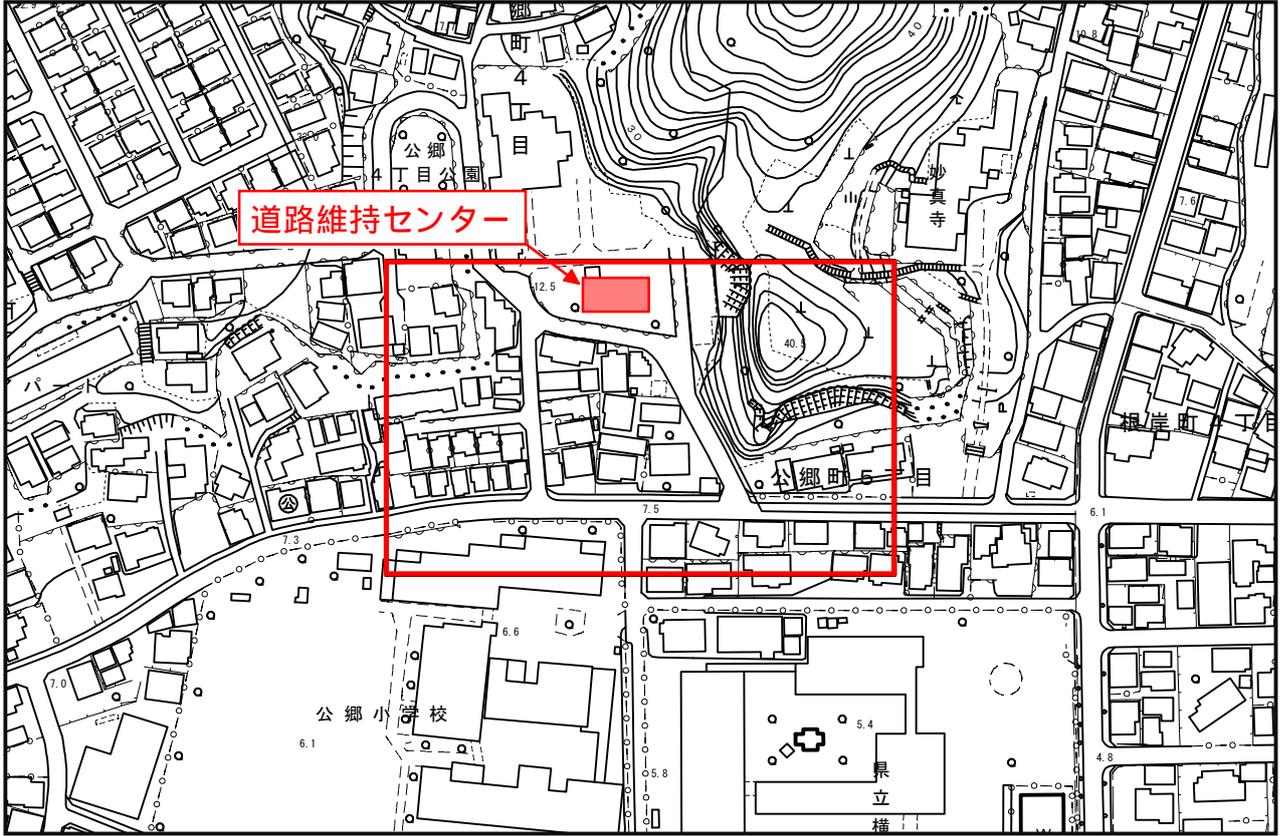
事業場の名称 : 木村金属工業株式会社
所在地 : 横須賀市内川2丁目4番36号
処分の方法 : 破碎
施設の処理能力 : 100.9584 t / 8 h

道路維持センター位置図

1/2500



(道路維持センター 横須賀市公郷町4丁目4番地)



拡大図

1/1000

出入口

